

寄付金控除について

社会福祉法人所沢市社会福祉協議会へのご寄付は、所得税・相続税・法人税の税制上の優遇措置（寄付金控除）が受けすることができます。

【個人】

1. 所得税

(1) または (2) のいずれか低い金額-2,000 円 = 寄付金控除額

(1) …その年に支出した特定寄付金額（※1）の合計額

(2) …その年の総所得金額等の 40%相当額

※1…社協への寄付および会費だけでなく、その年中に支出した公益社団法人や認定 NPO 法人等に対する寄付額の合計。

2. 住民税

本会は、埼玉県の個人県民税、所沢市の個人市民税の寄付金税額控除対象法人となっています。

((1) または (2) のいずれか低い金額-2,000 円) ×10% = 寄付金控除額

(1) …寄付金の支払額

(2) …その年の総所得金額等の 30%

【法人】

寄附した法人は、確定申告によって次の限度内で法人税法上損金算入ができます（1、2の併用可）。

なお、会計経理において必ず損金経理の実施が必要となります。

(1) 一般損金算入限度額

{期末資本金等×2.5/1,000×事業年度の月数/12+
(所得金額+支出した寄附金額)×2.5/100}×1/4

※一般損金算入限度額は社会福祉事業を含めあらゆる寄附金について損金算入が認められている限度額。

(2) 社会福祉法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額

{期末資本金等×3.75/1,000×事業年度の月数/12+
(所得金額+支出した寄附金額)×6.25/100}×1/2

※社会福祉法人、学校法人等に対する寄附金は、その合計額について上記（1）の一般損金算入限度額のほかに、別枠で損金算入することができます。

※税制優遇措置を受けるための確定申告に際して、本会が発行した領収書が必要となりますので、相当期間大切に保管してください。

※詳細につきましては、最寄りの税務署にお問合せください。